

諮問番号 令和3年度諮問第4号（令和4年1月27日諮問）

審査庁 香芝市長（処分庁 香芝市長）

事件名 有害鳥獣捕獲許可申請却下処分取消等請求事件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 請求の趣旨

香芝市長が、審査請求人に対し、令和3年5月31日付け「香農土第〇〇〇号」でした不受理処分を取り消し、許可する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、香芝市長（以下「市長」という。）に対し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び奈良県事務処理の特例に関する条例（平成12年3月30日奈良県条例第34号）に基づき、有害鳥獣捕獲許可を申請（以下「本件申請」という。）したところ、市長が本件申請を受理することができないとする通知（以下「本件通知」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、その取消しと許可を求めるものである。

2 前提事実等

ア 香芝市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱（平成15年4月16日 要綱・通知 農政土木管理課）（以下「要綱」という。）第6条柱書は、鳥獣捕獲許可の申請について「申請者は、鳥獣捕獲等許可申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。」と定めている。

イ 要綱第5条柱書は、「有害鳥獣捕獲許可の申請をできる者（以下「申

請者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。」と定め、第4号及び第5号で、それぞれ「野生鳥獣の被害を受けている者(以下「被害者」という。))」、「被害者から依頼を受けた者(以下「被依頼者」という。))」と規定している。

ウ 市長が本件申請を受理することができないとした理由

審査請求人は、要綱第5条第4号及び第5号に定める申請者の資格のいずれも有しないから、有害鳥獣捕獲許可を申請する資格がない。

エ 本件通知の処分性と法的性質

本件通知は、その通知書面の文言からは、本件通知が処分であることが明らかではなく、また行政不服審査法及び行政事件訴訟法に定める教示もなされていないことから、以下、本件通知の処分性と法的性質について検討しておく。

a 本件通知は、審査請求人である申請人が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて申請した有害鳥獣捕獲許可を実質的に拒否する行為、つまり法令に基づいて申請された許認可等を拒否する行為であるから、行政不服審査法第2条に定める処分である。そこで、以下、本件通知を「本件処分」という。

b 本件処分は、その通知書面において、その趣旨が「本申請を受理することはできません。」とされていることからすると却下処分と解され、また審査請求人である申請者が要綱の定める申請者としての資格を有しないことが受理できない理由とされていることからすると不許可処分とも解される。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(市長)

審査請求人は要綱の定める有害鳥獣捕獲許可を申請する資格を有していないから、本件処分に違法又は不当はない。

(審査請求人)

審査請求人は要綱の定める有害鳥獣捕獲許可を申請する資格を有しているから、本件処分は違法である。

第4 当審査会の判断

要綱は、第6条で、鳥獣捕獲許可の申請について「申請者は、鳥獣捕獲等許可申請書(以下「申請書」という。)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。」と規定し、また申請書の様式も定められている。

そして、一般に、法が許認可等の申請者に対し、申請書の提出を求め、あるいは関係書類の申請書への添付を求めているのは、申請の有無を明確にする他、申請者が許認可等の要件を充たしているかどうかを処分庁が適切に審査し、判断するのに必要な情報につき、申請者に対し、申請書への記載あるいは関係書類の提出を通して処分庁へ提供することを求めることにある。

したがって、法が求める情報を提供していない行為は、処分庁が、それに基づいて、申請者が許認可等の要件を充たしているかどうかを適切に審査し、判断できないから、そもそも申請として認められないものである。

これを本件についてみると、審査請求人が申請者として市長に提出した申請書には、申請者の住所及び氏名並びに申請日付のみが記載され、その余の記載欄は空白であり、また要綱第6条が添付を求めている有害鳥獣捕獲依頼書なども添付されていないことが認められる。

そうすると、本件申請は、市長が、審査請求人である申請人につき、有害鳥獣捕獲許可の要件を充たしているかどうかを適切に審査し、判断するのに必要な情報として、法が、申請者に対し、市長へ提供することを求めているものを全く提供していない行為であるから、適法な申請としての要件を充たさない不適法なものであることは明らかである。

よって、その余について判断するまでもなく、本件申請を受理することができないとした本件処分に違法又は不当はない。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

なお、事案に鑑み、当審査会は以下のとおり附言する。

本件通知は、その通知書面の「記」欄において、審査請求人である申請者が要綱の定める申請者としての資格を有しないことを受理できない理由としていることからすれば、許認可等要件の有無の審査を経てなされた棄却処分と解される。

しかしながら、上記のとおり、本件申請が不適法であり、そもそも申請として認められないものであることに照らせば、本件申請は、審査請求人である申請者が要綱の定める申請資格を有していないことに言及することなく、適法な申請がされていないことを理由に、却下されるべきであったと解される。

香芝市行政不服審査会
会長 金谷 重樹
委員 下村 敏博
委員 赤宗 桂一